令和５年３月 24 日

郡市区等医師会　御中

一般社団法人大阪府医師会
（ 公 印 省 略 ）

大阪府肝炎治療医療費援助事業に係る
肝炎治療受給者証【公費番号 38】の適正使用について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別添のとおり、大阪府より通知がございました。
大阪府では、Ｂ型及びＣ型肝炎患者に対する核酸アナログ製剤治療及びインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療に係る医療費の一部助成が行われているところです。
本件は、大阪府に対し「核酸アナログ製剤治療等の肝炎治療受給者証を肝がんの治療に使用できるか」という問い合わせが多く寄せられていることを踏まえ、**肝炎ウイルス感染に起因する場合であっても、肝がんの治療に対し、肝炎治療受給者証は使用できない**ことを注意喚起するとともに、本会に対し周知を依頼するものです。
つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。
なお、肝疾患診療連携拠点病院、肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関には、大阪府より直接郵送されておりますことを申し添えます。

〇本件に関する問い合わせ先
大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ
ＴＥＬ：０６－６９４１－０３５１（内線２５９２）

（参　考）
〇大阪府ホームページ「肝炎対策について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kanentaisaku/
（ホーム ＞ 健康・医療 ＞ 医療・医療費 ＞ 肝炎対策について）

【担当事務局】
大阪府医師会地域医療１課
TEL: 06-6763-7012　FAX: 06-6766-2875